

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 13 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2北区役所，上京区役所，中京区役所及び西京区役所の項を次のように改める。

区役所（右京区役所を除く。）及び区役所支所	地域力推進室		庶務係長（区長又は担当区長が別に定める事務に係るものにあつては，事業係長）	
	区民部	市民窓口課	記録係長	
	保健福祉センター	健康福祉部	健康長寿推進課， 障害保健福祉課及び生活福祉課	健康長寿推進課地域支援係長
			保険年金課	資格係長
子どもはぐくみ室		健康福祉部健康長寿推進課地域支援係長		

別表第2左京区役所，山科区役所，下京区役所，南区役所及び伏見区役所の項及び東山区役所の項を削り，同表右京区役所の項中

「

福祉部	福祉介護課，支援課及び保護課	福祉介護課福祉係長
	保険年金課	資格係長
保健部		健康づくり推進課管理係長

を

「

保健福祉センター	健康福祉部	健康長寿推進課， 障害保健福祉課及び生活福祉課	健康長寿推進課地域支援係長
----------	-------	----------------------------	---------------

に改め，

ター	保 険 年 金 課	資 格 係 長
	子 ども は ぐ く み 室	健康福祉部健康長寿推進課地 域支援係長

」

同表西京区役所洛西支所及び伏見区役所深草支所の項及び伏見区役所醍醐支所の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(会計室)